



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第51号 : 特集・文書閱覽
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 51, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78862
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1990年12月15日
吐魯番出土文物研究会

第51号

特集・文書閲覧

【はじめに】

本年八月一日（水）から三日（金）にわたって開かれた第四回大会の期間中、二、三の両日、龍谷大学大宮図書館において大谷文書を閲覧する機会に恵まれた。今回は会員各自がそれぞれの希望によって個別に閲覧したが、ここに紹介するのは、主として關尾が閲覧した文書に関する記録である。今回閲覧したのは、大谷一〇〇一号から三〇〇〇号までの文書中の高昌文書、とりわけ官文書である。以下に、文書番号順に紹介し、最後に若干の私見を付すことにしたい（本号に掲載した以外にも、第一回大会の際に閲覧した遠行馬價錢関係の文書を再度閲覧し、新たな知見を得たが、これについては別稿を用意しているので、ここでは省略した）。

釈読にあたっては、会員から教示を得た点も少なくないが、最終的な責任は閲覧者である關尾個人に存することをお断わりしておきたい。

☆

☆

☆

☆

★大谷1306号文書（〈録〉『大谷文書集成』第一巻〈以下、『集成』〉、四六頁）

数紙貼合。『集成』の第四行目のみ第一紙で、これは「□殿中高岳隆・殿中張□□」と釈読できる。高岳隆は1453号文書にもみえている。

『集成』の第一行目から第三行目は第二紙であるが、第二紙には全四行が認められる。以下のとおりである。

（前 缺）

1. 二二□侍郎焦延明□李善□貳□
2. 二二□衆以放令狐相佑去
3. 二□□貳□ □壹斤麵□
4. 二二二二二二□人傳。

★大谷1307号文書（〈録〉『集成』、四六頁）

数紙貼合。『集成』の第一行目から第三行目までが第一紙で、その第二行目は「□左親侍觀望臣趨□」と釈読できる。また第三行目の「部」は、「都」と釈読できる。このほか、第一行目の上方は「行門」、第三行目の下方（「都」字の下）は「官」と推補されよう。

『集成』の第四行目（□維・殿中張□）のみは別紙だが、これ以外にも以下のように、もう一紙二行が確認される。

1. 二二二二二□日伯白草□□
2. □錢伍文。

★大谷1448号文書（〈写〉『集成』、図版三 〈録〉同、六一頁）

一紙一行。つぎの1449号文書とともに、「ミイラ靴となりしもの。吐魯番発掘」と上書された封筒に入れているが、書体は明らかに異なる。

★大谷1449号文書（〈録〉『集成』、六一頁）

一紙全二行。ただし第一行目は判読できず。『集成』にある「昭爲地平」は第二行目。

★大谷1452号文書（〈写〉『集成』、図版七 〈録〉同、六二頁）

二紙。第一紙は全三行。第二行目、『集成』が「遣」、「无」とした箇所は、それぞれ「中道」、「无」とも判読できる。

★大谷1453号文書（〈写〉『集成』、図版七 〈録〉同、六二頁）

数紙貼合。一紙には「中高岳隆傳」とあるが、1306号文書から判断して「□中」は「殿中」であろう。

もう一紙の末尾、「悔」は「囿」か。

★大谷1454号文書（〈写〉『集成』、図版七 〈録〉同、六二頁）

全六行で、『集成』の第四行目と第五行目の間に一行あり（『集成』が「廿□」としている行。ただしこの行のみ墨色うすし）。

第二行目、『集成』が「陷之」、「作故」としている箇所はいずれも「作人」とも判読できる。また「陷之」とした上方の「□」は「个」と推補されよう。

第三行目、『集成』が「□」とした箇所は「鵠」か。

第六行目（『集成』の第五行目）、『集成』の「傳」は「傳」である。

★大谷1455号文書（〈写〉『集成』、図版七 〈録〉同、六二頁）

数紙貼合。

★大谷1456号文書（〈写〉『集成』、図版八 〈録〉同、六二頁）

数紙貼合。第一紙の紙表には「連」字の大書あり。紙背には以下の二行が認められる。

1. 麦肆囿□□
2. 東□二二

『集成』が紙背とする「永伯」は別紙。

★大谷1457号文書（〈写〉『集成』、図版八 〈録〉同、六三頁）

数紙貼合。第一紙は全三行。第一行目、『集成』の「文」、「麥」、「得」は、それぞれ「个」、「麦」、「囿」と積読できる。

第二行目の「延隆」は別字であり（自署）、「傳」は「傳」である。また第三行目も「□□傳」であろう。

第二紙は全三行。第二行目の「□官」と第三行目の「□官」はいずれも「都官」と推補される。

★大谷1459号文書（〈写〉『集成』、図版四 〈録〉同、六三頁）

二紙貼合。第一紙は全五行。うち第三行目の「齋」は別筆だが、判読できず。

第二紙は全四行。以下のように積読できるので、第一紙同様、上奏文書である可能性が高い。

1. □行門下□
2. □通事□
3. 二□事□
4. 二二二二

★大谷1461号文書（〈写〉『集成』、図版四 〈録〉同、六四頁）

全五行で、『集成』の第四行目の後方にもう一行、存在が確認できるが、積読は不可能。

第一行目、「□高」は「□亮」、「囿明牙」は「張朋囿」、「案法尊」は「安法尊」と積読できる。

第三行目、「李芳順」も「李囿順」と積読できる。

★大谷1462号文書（〈写〉『集成』、図版八 〈録〉同、六四頁）

数紙貼合。第一紙は全三行。第一行目「二十」は積読できず。もしこれが年齢の記載であれば、第二行目には「卅」とあるので、同じように「廿」と記されたはずで、「二十」は論理的にも妥当しない。

第三行目の「傷護」は「偽護」と積読できる。

★大谷1463号文書（〈写〉『集成』、図版八 〈録〉同、六四頁）

数紙貼合。『集成』の「水生」と「成」（「成□」とすべきである）は、後者が前者の前方に記

されている。

★大谷1465号文書（〈写〉『集成』、図版五 〈録〉同、六四頁）

全四行。第一行目、「瞿迦究」は「鞞迦究」と釈読できる。姓としてはこのほうがはるかに妥当であろう。

第二行目冒頭、「□□張地子」は「（□）張 張地子」と釈読できる。名籍であれば、「張」字の直前は空格とすべきであろう（以下、第三行目と第四行目も同様である）。

第三行目冒頭、「□□令狐顯仕」は「（□）令狐顯仕」と釈読できる。

★大谷1467号文書（〈写〉『集成』、図版四 〈録〉同、六五頁）

二紙貼合。第二紙は釈読できないが、『集成』が第一行目とした前方下部にもう一行が確認できる。

★大谷1470号文書（〈写〉『集成』、図版九 〈録〉同、六五頁）

「令示」の二字。判語か。

★大谷1502号文書（〈写〉『集成』、図版九 〈録〉同、七一頁）

二紙貼合。第一紙は、『集成』の第二行目の後方にもう一行存在が確認されるが、釈読はできない。また第二行目、「價中傳」は「價中□傳」と釈読できる。中間の判読不能箇所は、「次」字と推補されよう。

★大谷2406号文書（〈写〉『集成』、図版六 〈録〉同、九九頁）

二紙貼合。『集成』は両者に通算の行数を打っているが、別文書の可能性もあり。『集成』が下部紙としたほうは全四行で、以下のように釈読される。

（前 缺）

1. □□□□延相□□
2. □□□□因□□
3. □□□□□□□□
4. □□傳□□□□□□

上部紙は二行だけだが、これについても釈文を上げておく。

1. 行門下事侍郎臣麴 「延陀」
2. 行門下事侍郎臣□ 「善」

（後 缺）

なお「延壽二（六二五）年正月張憲兒入俗？租酒條記」（〈録〉『文書』Ⅲ、二七五頁）や、「延壽十四（六三七）年七月兵部差人看客館客使文書」（〈録〉『文書』Ⅳ、一三五頁）などに麴延陀なる人物がみえており、とくに後者では侍郎なので、この麴延陀と同一人である可能性がきわめて高い。

★大谷2937号文書（〈写〉『集成』、図版三 〈録〉同、一三九頁）

二紙貼合。A片の先端部分にB片（『集成』の背面文字）が天地表裏を逆にして貼付されている。A片について『集成』が釈読しているのは、B片に隠されていないその後方部分であり、B片に隠されているA片の先端部分にも二行が確認されるので、A片は以下のような全四行ということになる。

（前 缺）

1. □□□□□□
2. 行門下事□□
3. 行門下事□□
4. □□□□圖五月□□

（後 缺）

『集成』はこの「行門下事」を「行門下事郎」と推測しているが、その根拠とする2406号は「行門下事郎」ではなく、「行門下事侍郎」であり、こちらのほうが論理的にもはるかに妥当なので、この場合も以下に「侍郎」と推補されよう。

(以上)

【補 説】

大谷文書中の高昌文書は、若干の例外を除けばいずれも零細な断片ばかりで、史料的な価値という点では必ずしも高いとはいいがたく、そのためか今回閲覧できた文書もほとんど言及されることのなかったものばかりである。またこれらの多くは複数の文書が貼合されたかたちで現存しており、釈読が困難であるという点でも際立っている。しかし刊行中の『吐魯番出土文書』に収録されている高昌文書をあわせても、現存している高昌文書は数百点にすぎないことを考慮すれば、かかる零細な断片とて軽視することはできないであろう。とくにこの国では、「正史」にも記録されているようなユニークな文書行政が行なわれていたとするならば、高昌文書の性格や機能については、唐代文書からの類推という方法にばかり頼らず、可能な限り高昌文書それ自体の分析から解明されなければならぬまい。閲覧を希望したのは主としてこのような理由からだが、閲覧に際しては、終始『大谷文書集成』の成果に依拠させていただいた。しかしそれでも、わずかながら新しい知見を得ることができたので、ここではそれを踏まえて、これらの文書の形態、性格、および内容などについて補説しておきたい。

形 態 まず閲覧に際して留意した点は、これらの文書がいずれも零細な断片で、かつ数紙が貼合されているという共通点のみならず、最下位にある文書の紙背の形態に共通性が指摘されていることである。これは、紙背の全面にわたって墨を塗附したものと（A）、黒地に黄色の文様を描いたものと（B）に大別できるが、それぞれ該当するものを文書番号で示すと、以下のようになる。

(A) 1448, 1449, 1462, 1463, 1465, 1467

(B) 1306, 1452, 1453, 1454, 1455, 1456, 1457, 1459,
1502

このうち、前者は墨を塗附してあるだけだが、後者は特徴ある文様なので、文書（少なくとも、その最下紙）の復元の手がかりにすることができる。その結果、1452号と1453号、1452号と1457号が接続し、1459号が1452号もしくは1457号と接続していたことが判明する。このほかのものも具体的には判定できないが、文様から判断してこれらと同一の紙面を構成していたことはほとんど間違いない（（A）についても、文様こそ認められないが、一部については（B）のあるものと接続していた可能性がありえよう）。

残念ながら接続が認められるのは、貼合された数紙のうちあくまでも最下紙であって、例えば1452号、1453号、および1457号を比較すれば明白なごとく、釈読が比較的容易な第一紙は形態と内容の両面で接続は認められない（わずかに書風が酷似しているにすぎない）。おそらくこの文様は、廃棄された文書を何枚か重ねるか、あるいは折りたたむかして、その最下紙の紙背に葬送用に描かれたものであろう。このことは（B）の文書（おそらく（A）の一部を含む）が同一の墓から出土したことを意味しているのみならず、文書として作成・廃棄された時期がほぼ等しかったことをも示唆しているが、さらに重要なのは最下紙以外にも、元来同一の紙面を構成していた文書が含まれていた可能性があることであろう。

年 代 （A）、（B）、およびそれ以外とを問わず、年代が明確なものは、1448号（延壽十五＝六三八年）と1455号（延壽某年〈六二四～六四〇年〉）のみである。この両文書はそれぞれ（A）、（B）に該当するので、いずれも高昌国末期ということになる。

年代についてはさいわいに、このほかにも手がかりがある。それは既に白須淨眞氏が指摘しているように（同氏「麹氏高昌国における上奏文書試釈－民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書文書の

検討―」（『東洋史苑』第二三号、一九八四年）、三五頁）、このうち1307号（第一紙 白須氏の1306号）、1457号（第二紙 白須氏の1458号）、および1459号は、その「臣」字から判断して延壽年間（六二四～六四〇年）、とくにその四（六二七）年以後の上奏文書と考えられることである。また白須氏が指摘した以外にも、2406号（上部紙）に「臣」字が認められる。このうち1307号、2406号は（A）、（B）いずれにも該当していないが、この文字の存在から、これらも（A）、（B）同様に高昌国末期の作成にかかる文書であったことが判明するのである。このほかにも1461号は（A）の1465号と同一の様式なので、やはり同時代のものと判断してよからう。（A）、（B）いずれにも属さない1470号や2937号など、疑問のものもあるが、基本的に高昌国末期の延壽年間に作成されたものと判断してほぼ誤りないであろう。

性 格 上にみたように、「臣」字が確認されるものが四点ほどあるが、これが上奏文書であることは説明するまでもない。さらにこれ以外にも「臣」字は確認されないが、1459号（別紙）、2937号（A片）なども門下系の官員が列記されていることから、上奏文書である可能性がきわめて高いといえよう。これらはいずれも上奏文書の末尾に年月日を挟んで通判する門下系の官員と、尚書系諸部の官員（1457号の第二紙のみ）だが、その中間に書かれた年月日に相当するのが、1448号（延壽十五＝六三八年）と1455号であろう。いずれも前後に余白を残している（前者は後部が欠損）、まず間違いない。

このうち何点かは元来同一の文書であった可能性もあるが、特定できるものはない。唯一、1307号と1457号（第二紙）はいずれも都官の上奏文書で、前者が門下系官員の、後者が尚書系官員の通判部分なので、同一の文書であった可能性が指摘できる。

このほかでは1457号（第一紙）には某延隆なる官人が自署しているが、その下に「傳」字が確認されるので、上奏文書の末尾の通判ではない。しかし大谷2401号（〈録〉『集成』、九七頁）や「高昌年次未詳諸臣條列得破被毆・破褐囊・絶便索・絶胡麻索頭數奏（一）」（72TAM155:29 〈録〉『文書』Ⅲ、二八七頁）などから類推するに、この官員の自署＋「傳」字の様式は上奏文書の本文の文末直前に書き込まれたものと考えられるので、これも上奏文書の断片と思われる。

また自署こそないものの、高昌国の官文書に固有な「傳」字は、ほかにも1306号（第二紙）、1453号、1454号、1502号、および2406号（下部紙）などにも認められるので、上奏文書であるかいはともかくとしても、少なくとも官文書であると判断できる。

内 容 上奏文書は、その内容については不明確なものが多いが、上の1457号（第一紙）には、銀銭・銅銭の額とともに、麦の数量が記されている。2937号（B片）もやはり麦の数量と銀銭の額（？）が記されていたようである。このほか、1456号には麦の数量が、また1307号（別紙）や1454号には銀銭や銅銭の額がみえており、いずれも同じような内容であったことが推測される（1452号にも「文」字が確認できるので、銀銭の額が明記されていたのであろう）。これらのなかには上奏文書であることはもとより、官文書であることすら確定できないものも含まれているが、断片的ながら、かかる内容や書風などから判断して2937号（B片）、1456号、および1307号（別紙）なども官文書として支障ないであろう。

このうち、比較的まとまっているのは1454号だが、残念ながら意味はとりにくい。ただその第一行目に「□儉闕□」とある点を重視したい。ここにみえている「儉」字はこのほかにも、1452号の第一・二行目、1453号、および2406号（下部紙）などに確認できる。しかもほとんどの場合、この文字の前後には氏名が記されていたもようで、意味はともかくとしても、これが動詞として用いられていたことは疑いない。

このように銭額がみえているか、あるいはこの「儉」字が確認されるか、いずれかである文書は、1307号（別紙）、1452号、1453号、1454号、1457号（第一紙）、2406号（下部紙）、および2937号（B片）など七点に上る。とくに1454号は両者を兼備している。

結局、これらの文書の内容を理解するためには、「儉」字の解釈いかんということになるだろうが、さいわい『吐魯番出土文書』に収録されている高昌文書中にもこの文字を含むものがある。「高昌年次未詳（六一〇年代？）作頭張慶祐等儉丁谷寺物平錢帳」（72TAM151:102, 103 〈録〉『文書』Ⅳ、一九三～一九四頁）がそれで、整理小組は文書の内容から判断してこの文字を「輪」字の通用と推定している（同、一九四頁注釈〔一〕）。表題にもあるように、この文書は小麦や羊肉などの食料、各種の衣服とその原料の疊や布、馬、そして腰刀や大鐮など、まことに多様な物品の評価を錢額で示しているものであるが、やはりこの文字の前後には人名が記されている（ただし直前の人名は複数である場合が多く、単数の場合は人名の下に「獨」字がある）。「儉」字の下の人名は評価された物品の所有者であろうが、いずれも丁谷寺であり（1452号も「儉」字の下は「横截白寺主麴□□」）となっており、個人ではあるが、寺院関係者である点は興味深い）、上の人名にはこれまたいずれも「張慶祐（子）作頭」を含むが、その意味はとりにくい。

ただ「儉」字の解釈も含め、文書の内容と様式の両面において、この文書と大谷文書との共通性を認めることはできるであろう。おそらく1307号（別紙）以下の七点の文書も物品の評価を錢額で示した台帳のような文書の断片であると思われる（ただし1457号〈第一紙〉のような上奏文書と思われるものもあるので、あるいは上奏文書の本文の断片である可能性も否定できない）。したがってこれらの断片が元来同一の文書であり、接合される可能性も捨てきれないのであって、今後書風をはじめとする形態についてより精密な検討がなされる必要があるだろう。また今回は時間の都合もあって閲覧できなかった3000号以降に含まれる高昌文書についても、近く閲覧の機会を得て一層の具体化につとめたいと思う。これはそのための準備でもある。（文責・關尾史郎）

※今回も大谷文書の閲覧にあたっては、龍谷大学文学部の小田義久先生をはじめ、同じく北村高先生、同大宮図書館の田中利生氏に便宜をはかっていただきました。ここに附記して、謝辞にかえたいと思います。

□ お詫びと訂正 □

本誌第50号に掲載した陳國燦先生の主要著作目録中、(36)の「略論日本大谷文書与吐魯番新出墓葬文書之関聯」が掲載されている『敦煌吐魯番学研究論文集』を出版した漢語大詞典出版社の所在地は北京ではなく、上海でした。ここにお詫びして訂正致します。

■ 案 内 ■

「（現代書道二十人展第35回記念）トゥルファン古写本展」が、来年1月4日（金）から1月11日（金）まで、朝日新聞社の主催により、東京の上野松坂屋で開かれます。今回の展示は、ベルリンの国立インド美術館と出口常順氏が所蔵するグリュンウェーデル、ル・コック将来品約三〇点を中心に、石刻・同拓本や簡牘を一部含みます。

この展覧は、1月17日（木）から1月22日（火）まで大阪・天満橋松坂屋、1月24日（木）から1月29日（火）まで名古屋・松坂屋名古屋駅店、また1月31日（木）から2月5日（火）まで横浜・松坂屋でも開催が予定されています。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒 川 正 晴 方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)